

# 宝塚市立山手台中学校PTA規約

## 第1章 名 称

第1条 本会は、「宝塚市立山手台中学校PTA」とし、事務所を学校内に置く。

## 第2章 目 的

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

## 第3章 方 針

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の方針に従って活動する。

- 【1】教育を本旨とする自主独立の民主団体として活動する。
- 【2】特定の政党、宗教団体の活動や営利団体の活動に関係しない。
- 【3】生徒の教育並びに福祉のために活動する他の社会団体および関係機関（宝塚市PTA協議会等）と協力する。

## 第4章 会 員

第4条 会員は、山手台中学校に属する生徒の保護者および学校に勤務する教職員とする。

第5条 会員は、第21条の定めるところにより、会費を収めるものとする。

## 第5章 役 員

第6条 役員は次のとおりとする。

- 【1】会長1名
- 【2】副会長3名（各学年1名）
- 【3】総務5名（内教職員1名）
- 【4】会計2名（内教職員1名）
- 【5】人権啓発・給食4名
- 【6】青少年育成3名
- 【7】トライやる3名（新1年生）
- 【8】図書・園芸2名

- 【9】 イベント3名
- 【10】 選出4名
- 【11】 その他、必要に応じて専門役員（内教職員1名）を置くことができる。
- 【12】 平成27年度の規約改正により、平成28年度から学年役員に変更し、生徒数により役員数変動する。役員数変動した場合、担当役員の人数が変動する。

第7条 役員任期は次のとおりとする。

- 【1】 役員任期は、1年とする。なお、再任はさまたげない。ただし、トライヤる委員については次年度トライヤるウィークが終了する期間までとし、5月の総会にて承認された次年度トライヤる委員とともに活動する。
- 【2】 役員が何らかの事情で続けられなくなった場合、第8条により選出された補欠が役員に就く。
  - ① 交代の時期が1学期間(例えば3学期のみ)であっても、役員経験者と見なされる。交代が無ければ役員をしたことにはならない。
  - ② 会長の場合は、副会長の中から会長を選出する。その他の役員に関しては役員間の話し合いで決める。

第8条 役員選出は次のとおりとする。

- 【1】 前年度中に、会長1名、副会長2名（新2年・新3年各1名）、副会長補欠2名（新2年・新3年各1名）を選出し、次年度初めに残りの役員を各学年につき原則9名選出する。新1年の副会長1名は、入学後に専門委員と合わせて選出する。すでに選出された会長・副会長がいる学年については、役員数が合計9名となるよう、残りの人数を選出する。選出された役員は総会で承認を得る。また、新1年は副会長補欠を含む補欠3名、新2年、新3年は各補欠2名を選出する。  
各学年の役員選出についてPTA役員会を開催し協議の上、役員数を決める。
- 【2】 次の項目に該当するものは、役員選出を免除される場合がある。
  - ① 本校役員経験者
  - ② 母子・父子家庭・要介護者の家族がいる方・特別支援学級に在籍しているお子さまがいる方
  - ③ 他小中高校・幼稚園などのPTA本部役員に就いている方、自治会の四役に就いている方（役員選出の際にすでに決定している方のみ）
  - ④ 未就園児がいる方
  - ⑤ 副会長補欠（当年度のみ）

第9条 会計監査は次のとおりとする。

- |          |            |    |
|----------|------------|----|
| 【1】 会計監査 | 保護者(前年度役員) | 1名 |
|          | 教職員        | 1名 |

第10条 会計監査の兼任は認めない。

第11条 会計監査の任期は1年とする。

第12条 会計監査の選出は次のとおりとする。

会計監査は前年度役員の中より1名、教職員1名を選出し、総会で承認を得る。

## 第6章 任 務

第13条 会員はPTA活動に積極的に参加する。

第14条 PTA役員は必要に応じて各会員の意思がPTA活動に反映されるよう連絡調整に努める。

第15条 役員の任務は次のとおりとする。

- 【1】 会長は会務を統括する。
- 【2】 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときはその任務を代行する。
- 【3】 総務は各種会議の議事を記録し保管する。本会の活動内容を広く知らせ、情報を共有する。
- 【4】 会計は総会で承認された予算に基づいて会計事務を処理し、会計帳簿の作成保管をする。
- 【5】 人権啓発・給食関連の活動を推進する。
- 【6】 青少年育成関連の活動を推進する。
- 【7】 トライやる関連の活動を推進する。
- 【8】 図書・園芸関連の活動を推進する
- 【9】 イベント関連の活動を推進する。
- 【10】 PTA次期役員選出関連の活動を推進する。

第16条 会計監査は会計を監査する。

## 第7章 会 議

### 第17条 総 会

- 【1】総会は全会員により構成し、本会の最高決議機関とする。
- 【2】総会は、定期総会および臨時総会(紙上総会を含む)とする。
- 【3】総会は次のことを行う。
  - ①定期総会は毎年1回開催し、予算の決定、決算の承認、役員承認およびその他の重要事項を審議・決定する。
  - ②臨時総会(紙上総会を含む)は役員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があるときは開催しなければならない。
  - ③総会は会長が召集する。
  - ④総会議案は事前に会員に知らせる。
- 【4】総会は委任状を含め、全会員の過半数の出席により成立する。議決は出席者(委任状を含む)の過半数の承認を必要とする。

### 第18条 役員会

- 【1】役員会は全PTA役員により構成し、総会に次ぐ決議機関とする。
- 【2】役員会は次のことを行う。
  - ①原則、月1回役員会開催。
  - ②総会提出案、活動計画、および予算の立案・検討。
  - ③その他重要事項の審議決定。
- 【3】その他必要に応じて役員会を開催する。

第19条 全会員は会議を傍聴することができる。

## 第8章 会 計

第20条 経費は会費および寄付、その他の収入をもってこれにあてる。

第21条 会費は1会員(1家庭)につき月額300円とする。

転入：1～20日に転入の場合 月額300円徴収

21日以降の転入の場合 徴収しない

転出：1～9日に転出の場合 月額300円返金

10日以降の転出の場合 徴収する

第22条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## 第9章 規約の改正

第23条 規約は総会において出席者の過半数（委任状を含む）の承認があれば改正できる。

第24条 この規約は平成7年(1995年)4月1日より施行する。

- 【1】 平成18年(2006年)5月9日 一部改正施行
- 【2】 平成22年(2010年)5月10日 一部改正施行
- 【3】 平成23年(2011年)5月9日 一部改正施行
- 【4】 平成24年(2012年)5月7日 一部改正施行
- 【5】 平成25年(2013年)5月7日 一部改正施行
- 【6】 平成26年(2014年)5月7日 一部改正施行
- 【7】 平成27年(2015年)5月7日 一部改正施行
- 【8】 平成28年(2016年)5月6日 一部改正施行
- 【9】 令和2年(2020年)9月25日 一部改正施行
- 【10】 令和3年(2021年)5月6日 一部改正施行
- 【11】 令和5年(2023年)4月30日 一部改正施行

## 山手台中学校 P T A 慶弔規約

第1条 会員および本校生徒が死亡した場合に、香料等として金一万円をおくる。

本校教職員の配偶者および両親(義父母も含む)、子どもが死亡の場合、香料等として金五千円をおくる。

\* 香料等(香料、しきび、供花、もしくはそれに準ずる物)

第2条 その他、病気見舞い、災害見舞い、特別の慶弔見舞いを必要とする場合は、会長および副会長で協議のうえ決める。

第3条 葬儀参列について

【1】 会長、該当学年の副会長。

【2】 その他、特別の場合は、会長および副会長で協議のうえ決める。

第4条 教職員の異動の場合は、会長および副会長で協議のうえ決める。

第5条 この規約は、平成10年(1998年)5月7日より施行する。

【1】 平成18年(2006年)5月9日一部改正施行

【2】 平成23年(2011年)5月9日一部改正施行

# 一斉メール規約

本校では、お手紙による連絡手段を活用しつつ、新たな連絡手段として一斉メールを平成25年度より導入する。

## ○ 使用システム

令和4年度より 理想科学工業株式会社「スクリレ」

※学校とPTA会員双方向のデジタル連絡手段を導入

## ○ 費用

PTA会費より支出（契約サービス提供会社への支払い）

月額5,500円

## ○ 双方向連絡の範囲

一斉メールの発信先

- ・全保護者への発信
- ・学年単位等での発信

PTA会員からの発信

- ・欠席連絡

## ○ 一斉メールの位置づけ

運用は以下に限定する。

### (1) 緊急連絡（学校発信）

- ・災害時、警報発令時などの生徒の安全に関わる事項、緊急を要する事項についての連絡
  - ★午前9時現在、警報が発令中の場合、そのまま臨時休校とし、一斉メールで連絡。
  - ★午前9時までに警報が解除になった場合、学校から「登校願います」と一斉メールで連絡。
  - ★在校中警報が発令された場合、学校にて一時待機し、気象状況・危険箇所の安全確認等を学校が行い下校判断。一斉メールで連絡。

※[参考] 警報発令時とは次のとおりです。

宝塚市に、暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報が発令された場合となります。登校前から警報が発令され、午前9時までの段階で、登校時解除されていない場合は、自宅待機とします。（自宅待機とは、連絡がきたらすぐに登校できるよう準備をして待っている状態です。）

(2)重要連絡（学校発信）

- ・学級, 学校閉鎖の連絡、行事日程変更の連絡、校区内防犯上の連絡など

(3)その他、特に必要と判断した連絡（PTA発信）

- ・各学年の全体、又は、全学年に関する事項で、手紙では間に合わない急な変更、追加事項についての連絡

○ 一斉メールの登録／解除手続き

以下の場合にはPTA本部が配布する書類に従って手続きを行う。

- ・新規登録（入学／転入／年度途中で登録を希望する場合）
- ・解除（転出／年度途中で解約を希望する場合）

※卒業時の解除手続きは不要(システム側で一斉解除を行う)

一斉メールに関する詳細については登録／解除 手続きの際に配布される書類を参照のこと。

この内規は平成25年(2013年)5月7日より施行する。

- 【1】平成29年(2017年)5月8日一部改正施行
- 【2】令和2年(2020年)9月25日一部改正施行
- 【3】令和4年(2022年)2月17日一部改正施行



## 山手台中学校 P T A 個人情報取扱規約

### (目的)

第 1 条 山手台中学校 P T A が保有する個人情報の適正な取り扱いに関して P T A が作成する P T A 役員名簿、選出名簿などの取り扱いについて定めるものとする。

### (管理者)

第 2 条 P T A で取り扱う名簿の管理者は P T A 会長とする。

### (取扱者)

第 3 条 名簿の取扱いは P T A 会員のうち、必要最小限にとどめる。

### (収集)

第 4 条 個人情報を収集するときは、利用目的を明示する。

### (利用)

第 5 条 個人情報は会員間の連絡など P T A の運営または生徒の安全確保のための活動に利用する。

### (管理)

第 6 条 個人情報の記載された名簿は施錠された場所に保管し、利用目的に沿ってのみ利用する。データベースとして電子化する場合はパスワードなどが設定された P C もしくは指定された記録媒体のみに記録し、施錠された場所などで管理する。P C はウイルスの感染を防止するなど情報の保護につとめる。

### (開示)

第 7 条 本人から個人情報の開示、利用停止、修正、削除を求められたときは適切に対応する。

### (廃棄)

第 8 条 個人情報の目的が終了した際はすみやかに名簿や電子データを廃棄する。廃棄については管理者が確認する。

### (事故対応)

第 9 条 取扱者は個人情報の漏洩の可能性がある場合は直ちに管理者に報告する。

第 1 0 条 この規約は令和 5 年 (2023 年) 4 月 30 日より施行する。